

奥出雲町第三セクター等経営健全化方針

奥 出 雲 町

令和6年9月

1. 奥出雲町第三セクター等健全化方針策定の趣旨について

令和5年3月の有限会社奥出雲椎茸の経営破綻は、多額の損失補償付き債務の返済を町が負担することとなり、町の行財政運営に深刻な影響を受けた。このような事態を繰り返さないため、町では、令和5年8月17日に奥出雲町第三セクター等経営検討委員会(以下、「検討委員会」という。)へ経営健全化に向けた奥出雲町第三セクター等のあり方について諮問を行った。

その後検討委員会において、本町の第三セクター等9法人^(※)(以下、「三セク等9法人」という。)とその所管課へのヒアリング実施により経営状況の把握と課題の洗い出しがなされ、経営や町支援策等の今後の方向性などをまとめた答申が令和6年6月28日に町へ提出された。この答申には抜本的な見直しに着手する場合、「町において指針、ロードマップを策定し、計画的に進めていくべき」とされている。

町ではこれを踏まえ、今後5年間(令和6年度から令和10年度まで)で集中的に第三セクター等の経営健全化に取り組むこととし、その内容等について本方針に示し、計画的に実行していくこととする。

(※)第三セクター等9法人

第三セクター			
No.	法人名	町出資額(千円)	出資比率(%)
1	奥出雲仁多米株式会社	200,000	100.0
2	株式会社仁多堆肥センター	30,000	100.0
3	一般社団法人奥出雲町農業公社	52,100	50.0
4	株式会社舞茸奥出雲	99,600	100.0
5	株式会社奥出雲振興	190,000	100.0
6	奥出雲酒造株式会社	※100,000	奥出雲振興60% 奥出雲仁多米40%
7	奥出雲交通株式会社	48,000	96.0
8	奥出雲電力株式会社	20,000	87.0
地方公社			
No.	法人名	町出資額(千円)	出資比率(%)
1	奥出雲町土地開発公社	5,000	100.0

(令和6年3月31日現在)

※町100%出資三セクの出資会社であり、間接的には町100%出資会社とみなされる

2. 三セク等9法人への町の関与について

(1) 財政的支援の方針

答申では、第三セクター等は町から独立した事業主体であって、その経営は独立採算によって行われるべきであることが指摘されており、既定の町からの財政支援を一定のルールのもと、見直す必要がある。例外として、公共性・公益性が極めて高く、その性質上、採算性に乏しい事業を行う第三セクター等への支援は継続することとするが、原則、町が行う財政的支援は次のとおり改める。

① 損失補償

本町では、現存する三セク等9法人のうち5法人に対して損失補償限度額の設定を行っており、現時点で3法人に損失補償付き債務が存在する。

損失補償による支援は、町の資金提供を行うものではないため容易に実施されてきた傾向があるが、第三セクター等の経営状況により予期せぬタイミングで財政負担の生じるリスクがあることは、有限会社奥出雲椎茸の経営破綻により現実に経験することとなった。

したがって、第三セクター等に対しては、今後新たな損失補償の設定や限度額の増額を行わないこととし、既存の損失補償限度額および損失補償付き債務についても、経営状況や民間金融機関からの借入の可能性に配慮しながら段階的に縮減・解消を図ることとする。

【損失補償限度額設定第三セクター等(令和5年度決算時点)】

法人名	損失補償限度額	損失補償付き債務
奥出雲仁多米株式会社	350,000千円	0千円
一般社団法人奥出雲町農業公社	202,297千円	193,203千円
株式会社奥出雲振興	110,000千円	110,000千円
株式会社奥出雲酒造	50,000千円	0千円
奥出雲町土地開発公社	280,000千円	260,000千円

※奥出雲酒造は令和4年10月1日～令和5年9月30日決算期分

②短期貸付金

本町では、同一年度に貸付けと返済が行われる短期貸付を次表に記載の2法人に対して行っている。いずれも第三セクター等が金融機関からの融資を受けることで短期貸付金を年度末に一旦町へ全額返済させ、翌年度初日に再度貸し付ける、いわゆるオーバーナイトを毎年度繰り返している状況である。これは、第三セクター等にとって金融機関等から融資を受ける以上に低利で円滑な資金調達ができるメリットがあるため実施されてきた。

しかし、短期貸付を反復かつ継続的に実施することは、実質的には返済期限の繰り延べであり、予算単年度主義の原則や地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号。以下、「健全化法」という。)の趣旨に反することから、答申では補助金や長期貸付など他の支援への見直しを求めている。

補助金や長期貸付等への移行は、答申で述べられている通り、町の財政出動を伴うことから、財政状況を考慮して段階的に移行する必要がある。したがって、まずは、第三セクター等が貸付を必要とする根本的原因・課題の解消に向けた取り組みを優先し、その後、他の支援への移行を段階的に進めることとする。

また、今後は、町からの新たな短期貸付の実行や既貸付額の増額は行わないこととする。

【短期貸付実行第三セクター等(令和5年度一般会計決算額)】

法人名	短期貸付金
一般社団法人奥出雲町農業公社	160,371千円
奥出雲町土地開発公社	280,000千円

③長期貸付金

本町では、次表の1法人に対して返済期間が1年を超える長期貸付を行っている。今後、新たに長期貸付を行う場合は、答申の通り必要最低限の額とし、当該第三セクター等の経営状況、資金使途、事業計画や償還計画を十分に検証したうえで決定することとする。

【長期貸付実行第三セクター等(令和5年度一般会計決算額)】

法人名	長期貸付金
一般社団法人奥出雲町農業公社	1,620千円

④出資金

本町が行う三セク等9法人への出資額は、1ページ表【第三セクター等9法人】に記載の通りである。

今後、各法人への増資を行う場合は、経営状況や必要性を熟慮したうえで、その規模を判断することとし、民間資本の活用も視野に入れた検討を行う。また、町が出資者として負う責任はあくまで出資の範囲内であり、それ以上の支援を行う責任は本来ないことを、当事者間のもとより、利害関係者等に対しても明確にするものとする。

赤字経営の第三セクター等の経営改善の取り組みにあたっては、事業規模の適正化や累積債務の解消を行うため無償減資を実施する。

⑤補助金

答申で述べられている通り、町が支出する補助金を実質的に経常的な赤字補填目的とならないよう留意し、原則、交付目的を明確にした上で必要最小限の額を交付することとする。

なお、例外的に経営環境の著しい変化などにより、やむを得ず補助金を支出する場合は、第三セクター等に経営改善計画を策定させた上で、経営改善の取組みに要する費用に対して必要最小限かつ期間を定めた支援とする。

⑥指定管理料

町が第三セクター等に対して支出する指定管理料は、単なる累積損失の解消など第三セクター等への経営支援や他事業によって生じた赤字補填を根拠とした算定を行わない。

(2) 人的支援の方針

町が第三セクター等に対して行う人的支援については、第三セクター等の事業内容、経営状況及び役員就任の必要性等を精査し、次に示す必要最小限の支援に見直しを行う。

① 職員の派遣

第三セクター等の主体的な経営を確保し、経営責任の明確化を図るため、人材交流や経営参画などを除いて、原則、町職員は第三セクター等の業務に従事しないこととする。

なお、当該団体の業務の全部又は一部が本町の事務又は事業と密接な関連を有するものであり、かつ本町がその施策の推進を図るため人的援助を行うことが必要である場合は、職務に専念する義務の特例に関する条例及び規則、並びに公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律及び条例に則った所定の手続きを行い適正に対応することとする。

② 役員の就任

町長が三セク等9法人の代表取締役役に就任している現行体制について、その経緯や目的、状況を十分に考慮し、町の施策・方針を踏まえた経営関与の必要性の大小により、町長が退任しても町によるガバナンスを維持できる法人については、順次、見直しを進める。見直しにあたっては、現行体制に至った経緯や目的、状況を十分に考慮し、町の施策・方針を踏まえた経営関与の必要性の大小を判断基準とする。町長が代表取締役に留任する場合も、第三セクター等の主体性、経営へのインセンティブや経営責任の明確化が損なわれないかに留意する。

なお、町長の代表取締役退任後も、ガバナンス体制構築への関与を行い、町の施策・方針に沿った第三セクター等の自律的運営が行えるよう代表者やその他役員の適切な人選を行う。

3. 三セク等9法人の経営健全化方針について

町では答申を踏まえ、次の(1)～(9)の通り三セク等9法人の経営健全化方針を定め、実行していくこととする。

(1) 奥出雲仁多米株式会社

仁多米のブランド力を活かした安定的な経営状況が続いており、町が当該法人の運転資金調達に対して設定する損失補償限度額350,000千円による金融機関等からの借入は行われていない。したがって、令和8年度までの損失補償限度額の縮減を目指し、経営状況に留意しながら損失補償限度額の段階的な引き下げを行う。

なお、今後も経営リスクの分散とブランド米の維持のため、販路拡大や仁多米のさらなる高付加価値化に向けて町の施策と連携した事業を展開していく。

(2) 株式会社仁多堆肥センター

町内の畜産農家の糞尿処理対策のほか、仁多米生産農家に対して堆肥を供給するなど、本町の循環型農業の重要な役割を担っているが、農家の負担が著しく増加しないよう配慮し、収支均衡の経営を続けている。

他方、従業員1名という経営体制では、事業継続が困難となることが予想されるため、現在外部へ委託している総務(経理)部門の最適化を図りつつ、堆肥製造作業の人員確保等、体制の見直しが必要となる。

また、今後の堆肥の需要と供給の動向を踏まえつつ機械設備の更新等についてもあわせて整理する必要がある。

これらを踏まえ、関連性が強い第三セクター等への事業統合について令和6年度中に検討を進める。

(3) 一般社団法人奥出雲町農業公社

当該法人が公益部門で所有管理する未売渡国営開発農地は、短期貸付金や損失補償などの町からの財政支援が必要な要因となっている。毎年度、当法人との間で繰り返されている短期貸付金の反復は健全化法の趣旨に反しており、早急な改善が必要であるが、未売渡農地の売却が進まない限り、根本的な解決は難しいと考

える。町からの補助金や長期貸付金など、他の財政支援へ切り替える場合も、一時的に多額の予算措置が必要となるため、財政運営への影響が大きい。したがって、当面は国営開発農地の利活用を進め、段階的に短期貸付金や損失補償額の縮減を行っていく。

一方で畜産部門は、市場価格の下落や飼料の高騰などにより厳しい経営状況が続いている。当該法人が一生産者として自ら牛を飼育し、市場取引を行うのみならば、公共性・公益性が極めて高いとは言い難いため、他の畜産農家に対する支援や担い手育成など町内の畜産振興を図る役割や公社としての存在意義を再度整理して、経営改善とセットであり方を見直し、畜産部門の存廃について令和7年度中に検討を行う。

また、農業の担い手、後継者が不足する中、遊休農地の増加が懸念されるため、作業の受託や国営開発農地等での粗飼料の生産・販売等、農業公社に期待される役割のウェイトを高めていく。

(4) 株式会社舞茸奥出雲

当該法人は、創業以来「奥出雲舞茸」の生産・販売による特産振興と雇用の場の創出に貢献してきた。しかし、近年では、従業員の平均年齢が65歳を超え、若年層の採用が進まないことから年齢層の偏りが生じていること、運営責任者を嘱託社員が務めており責任の明確化が図られず、ガバナンスが機能していないことなどから運営体制の持続性が憂慮される。

経営面では、令和3年度から令和5年度決算において、3期連続赤字となったが、コロナ禍や有限会社奥出雲椎茸の経営破綻など突発的要因によるものであり、即座に事業停止・廃業が必要な状況ではない。しかし、特産振興の側面では、舞茸市場で大手会社の量産品との差別化が難しくなっており、地域振興を目的として三セクで事業継続する意義は薄れている。

したがって、経営体制の立て直しや「奥出雲舞茸」の承継は、民間活力に委ねることとし、経営力とガバナンス体制を備えた民間事業者への令和6年度中の事業譲渡を目指す。

(5) 株式会社奥出雲振興

経営コンサルティング会社のマネジメントのもと、令和4年度ではコロナ禍の厳しい経営環境下で黒字決算を達成し、令和5年度も二期連続の黒字決算となった。令和5年度からは、当該法人自らが補助事業の導入等による高付加価値化事業に取り組んでおり、事業収益確保に向けた投資を進めている。今後は、安定した経営基盤を整える必要があり、経営規模の適正化と累積債務の圧縮を目的とした無償減資を速やかに実施する。

また、金融機関からの運転資金借入れである損失補償付債務110,000千円と同損失補償限度額を経営状況に配慮しながら段階的に引き下げ、令和10年度の解消を目標とする。

(6) 奥出雲酒造株式会社

酒造部門の赤字経営を道の駅部門が支える経営状況にあつて、酒造部門の収益構造の見直しが急務である。また、国道沿いに立地する強みを活かし、道の駅としての機能を向上させる取り組みも必要である。現在、既に経営コンサルティング会社のマネジメントによる経営健全化に向けた取り組みや資本関係上の親会社である奥出雲振興が主導となった経営が進められており、今後効果を見定める必要がある。当該法人が保有する酒造免許の取扱いに支障がない場合は、奥出雲振興と統合し、一体となった経営を行う。

また、町が当該法人に設定している損失補償限度額50,000千円は、経営状況に配慮しながら段階的に引き下げ、令和10年度の解消を目標とする。

(7) 奥出雲交通株式会社

当該法人は、公共性・公益性の高い公共交通を担っており、町の路線バス運行補助金等の支援により事業が継続されてきた。今後も、引き続き支援を継続し、町の施策として公共交通を維持する。

一方で、従業員の高齢化や乗務員不足が課題となっており、特に令和7年度以降は、小学校再編統合に伴うスクールバス運行に乗務員を要すること等から対応が急がれている。

このことから、令和6年度に乗車率の低い土日祝日ダイヤの減便や路線廃止など

による事業の見直しに着手した。また、デマンド型交通の実証運行を実施し、効果等を検証しながら今後の持続可能な経営形態を構築する。

(8) 奥出雲電力株式会社

当該法人が行う電力供給事業は、町が保有する小水力発電所などから電力を調達し、供給先の公共施設や地元企業に電気代を安価で供給するなどエネルギーの地産地消を進めつつ、収益の一部を町へ寄附することで地域に大きく貢献している。町内での調達のみでは電力が不足するため、日本卸電力取引所(以下、「JPEX」という。)から調達を行い卸電力市場価格の影響を受けているが、適宜、顧客に対する販売価格を見直し、利益確保に努めているため、経営状況に問題は認められていない。

当該法人の経営は、パシフィックパワー株式会社への委託により行われており、今後も専門的知識を有する同社への委託を継続し、定期的に行う経営会議により町との連絡・意思疎通を密にして経営状況の把握を行っていく。

今後は、JPEX への依存度を減らし卸電力市場価格の影響を少なくするため、自社調達電源の確保に向けた取り組みを検討する。

(9) 奥出雲町土地開発公社

当該法人で行われてきた公共用地の先行取得は、近年ほとんど行われていないため、設立当初の役割を終えたものと判断する。当該法人に対して町が行う短期貸付金280,000千円や損失補償限度額280,000千円(損失補償付債務260,000千円)は、早期に解消することを答申で求められており、財政支援の要因となっている長期保有土地を計画的に町が買取り、整理がつき次第、令和10年度までに当該法人を解散する。

併せて解散するまでの当該法人の業務執行については、職務に専念する義務の特例に関する条例及び規則、並びに公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣に関する法律及び本町条例に則った所定の手続きを行い適正に対応することとする。

【三セク等9法人の経営健全化ロードマップ】

法人名	事業 継続	R6	R7	R8	R9	R10	R11以降
奥出雲仁多米株式会社	○	損失補償限度額の縮減					
株式会社仁多堆肥センター	×	関連する第三セクターへ事業統合の検討					
一般社団法人 奥出雲町農業公社	公益 部門	国営開発農地利活用推進／短期貸付・損失補償限度額(損失補償付債務)の縮減					
	畜産 部門	畜産事業の見直し					
株式会社舞茸奥出雲	×	民間譲渡					
株式会社奥出雲振興	○	無償減資					
		損失補償限度額(損失補償付債務)の解消					
奥出雲酒造株式会社	△	損失補償限度額(損失補償付債務)の解消					
		コンサルによるマネージメントおよび効果検証 酒造免許に支障が無ければ(株)奥出雲振興へ経営統合					
奥出雲交通株式会社	○	運行ダイヤ・路線の見直し					
		デマンド型交通の導入					
奥出雲電力株式会社	○	自社調達電源確保					
奥出雲町土地開発公社	×	短期貸付・損失補償限度額(損失補償付債務)の解消／解散					

○:事業を継続する法人 △:状況を見極めて事業継続を検討する法人 ×:民間譲渡・事業統合・解散を進める法人

4. 経営健全化の取り組みに係るフォローアップについて

本方針に定める経営健全化の取り組みは、集中取り組み期間内(令和6年度～10年度)の進捗状況や効果を毎年度確認し、町議会への報告と町民への公表を行う。

また、本方針は、取り組みの進捗状況や三セク等9法人の経営状況等により必要に応じて見直しを行い、その実行性の確保に努めるものとする。